

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

まめで達者な村～地域いきいき再生プロジェクト

2. 地域再生計画の作成主体の名称

福島県東白川郡鮫川村

3. 地域再生計画の区域

福島県東白川郡鮫川村の全域

4. 地域再生計画の目標

(1) 鮫川村の現状

鮫川村は、福島県の南部、阿武隈山地の頂上部に位置し、山間に集落が点在する典型的な中山間地域である。地勢上、数年ごとに冷害が発生するため、基幹産業の農業は、水稻を中心に畜産や夏秋野菜などの複合経営が行われている。また、農林業が育む豊かな里山の自然を活かし、都市との交流に積極的に取り組むなど、特色のある村づくりを進めている。

近年、鮫川村では、他の中山間地域と同様に、人口減少や少子高齢化の問題に直面している。村の人口は、昭和30年（1955年）の8,256人をピークに年々減少し、平成17年（2005年）には4,322人となり、この50年間に3,934人（47.7%）も減少している。これは、地元での就労の場が少なく、青・壮年層が村外に移出したこと、それに輪をかけて出生率の低下したことなどが原因となっている。また、人口構成に占める高齢者比率は、昭和50年の10.7%から平成17年の29.7%にまで増加し、本格的な高齢化社会へと移行しつつあり、早急な対応策が求められる状況となっている。

これに対し、鮫川村では、平成16年6月に地域再生計画「里山の食と農、自然を活かす地域再生計画」の認定を受け、本村独自の「豆で達者な村づくり事業」（農業の6次産業化を推進し、雇用の創出・定住人口の維持・人口構成の改善を目指す）に取り組むことにより、農業産出額が12.7%増加した。また、加工直売所等の整備による交流人口の増加により、雇用の創出も実現している。具体的には、小学校の統廃合による廃校舎を活用し、旧富田小学校を「農産物加工施設」として転用した。この転用により、加工原料の需要が創出されたため、この4年間に大豆・エゴマの栽培農家

が2.4倍（132戸から323戸）に、栽培面積が3.1倍（7.8haから24.1ha）に増加した。また、旧西野小学校を村内の乳幼児の子育て拠点施設として、「さめがわこどもセンター」（幼稚園・保育所の合築施設）に転用した。有効に活用した。この転用による事業は、施設整備及び、保育内容の先進性が注目され、全国各地から視察者が相次いでいる。このように、廃校舎の転用による活用は、直接的な効果だけでなく、12人の雇用を創出しており、雇用創出効果の側面からも、地域活性化に貢献している。

しかし、地域再生の取組により、ある程度の結果は出てきつつあるが、それだけでは、地域経済の低迷から完全に抜け出すまでには至っていない。地域活性化のより一層推進するため、引き続き地域の課題解決への努力が必要となっている。

鮫川村では、高齢者向け福祉施設として、高齢者総合福祉センター「ひだまり荘」（村社会福祉協議会）があり、デイサービス、ショートステイ、高齢者居住サービス、在宅介護支援サービス等を実施している。一方、介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）と介護専用居住系サービス（認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者介護）は整備されていない。そのような状況にもかかわらず、施設サービス利用者は平成19年度は38人、平成26年度には41人になることが予測されており、これらの施設を早急に整備することが求められている。また、老人世帯や独居老人、寝たきり老人等、援護を要する高齢者が年々増加の傾向にあり、高齢者向け福祉施設の設置が必要となっている。

そこで、鮫川村では、旧西山小学校を活用し、高齢者向け福祉施設を設立し、高齢化社会へ対応することで、さらなる地域活性化の取組を進めることとする。

旧西山小学校の活用については、以前に、「グループホーム」への転用を計画していたが、コスト面の判断から実施に至らなかったことから、地域再生計画の支援措置により財政的な負担を軽減することで、高齢者向け福祉施設の整備を進めることとする。

これまでの取組で転用された廃校校舎は、新たな施設として各々の地域に受け込み、村の活性化のシンボルとなっている。旧西山小学校を転用し、新たな息吹を吹き込むことで、かつて、地域の中心的存在であった建物を再度地域のシンボルとして復興させる。これにより、高齢者が安心して暮らせる環境を整備するとともに、若者の雇用の場の創出、地産地消の推進による地域経済の活性化と地域コミュニティの再生を目指す。

(目標1) 介護保険施設を整備することにより、介護保険施設待機者の解消を目指す。

◆目標値 0名 (平成19年度1月現在 53名)

(目標2) 民間事業者等による新規事業の展開機会の拡大により、地域に新たな雇用の創出を目指す。

◆目標値 45人 (2施設2事業)

(目標3) 本事業の展開により地域内購買力を高め、農産物等の地産地消を推進し、地域経済の活性化を図る。

◆目標値 村加工直売所年間売上額80,000千円(平成26年度)
(平成18年度実績 50,000千円)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

鮫川村は、他の中山間地域と同様に、人口減少と少子高齢化が喫緊の課題となっている。特に、高齢化の問題に対応するため、小学校の統廃合により、廃校とされた旧西山小学校を転用し、福祉施設を整備する。これまでに、村内の廃校を転用した経験を活かし、地域再生計画の支援措置「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除(C0401)」を活用した取組を進める。

なお、事業の実施に当たっては、衰退している地域経済及び地域社会に活力を取り戻すために、民間資金とノウハウの導入を図る。具体的な手法としては、廃校校舎を民間事業者が無償貸与し、民間事業者が、福祉施設に転用するために必要な改修を実施する。さらに、民間事業者の職員に加え、当村の地域住民を中心に新規採用を行い、施設を運営する。

また、鮫川村として以下の支援を実施する。

① 施設整備資金140,000千円(地域介護・福祉空間整備等交付金55,000千円、過疎債85,000千円)の助成する。

② 鮫川村国民健康保険診療所の医師を嘱託医として協力する。

これに加え、鮫川村独自の取組も併せて進め、民間事業者と地域住民と連携・協同させ、高齢者福祉サービスの充実とともに、地域の再生を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

①支援措置の名称

公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除（C0401）

②支援を受けようとする者

福島県東白川郡鮫川村

③繰上償還を不要とする地方債の資金区分等

【借入資金名】財政融資資金

【借入先】財務省

【借入対象施設名】①西山小学校敷地

②西山小学校校舎

【借入金額】① 21,900,000円

② 105,900,000円

合計 127,800,000円

【借入年月日】①平成4年5月27日

②平成5年5月14日

【償還方法等】①3年据置、半年賦元利均等償還、年利率5.5%

②3年据置、半年賦元利均等償還、年利率4.4%

【償還期限】①平成29年3月25日

②平成30年3月25日

【未償還残高】75,702,649円（平成19年12月1日現在）

④事業の概要

鮫川村では、今回の支援措置を活用することにより、5つの小学校の統合により廃校となった旧西山小学校の転用し、福祉施設を整備することで、高齢者の福祉サービスの向上を目指す。

村では、廃校校舎の転用については、民間事業者は無償貸与とし、転用に係る施設の改修及びその運営は、民間活力の導入を前提として推進するとの方針を定めている。本事業の実施に当たっても、その方針を踏襲する。

このような民間活力の導入による廃校校舎を活用した福祉事業の展開により、高齢化社会の進行による福祉ニーズの増加という課題に対応する。また、副次的な効果として、福祉分野での雇用確保、農産品等の地産地消の推進及び関連事業と連携した多様なサービスの提供による高齢者の健康増進を図る。

なお、整備を予定している福祉施設及び実施事業は、以下のとおりである。

ア、小規模特別養護老人ホーム事業 3ユニット

(地域密着型介護老人福祉施設)

在宅での生活が困難な要介護者を対象に、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、健康管理のサービスを提供する。全室個室で少人数(10名)の生活単位を確保し、家庭的な雰囲気の中で生活できるように配慮する。入所に当たっては、運営事業者が入所申込者の要介護状態を主治医の診断書等で確認する。入所者への援助の目標や具体的サービス内容を定めた施設介護計画に基づき、入所者に介護サービスを提供する。

イ、認知症高齢者グループホーム事業 2ユニット

(認知症対応型共同生活介護～介護予防含む)

比較的安定状態にある認知症の要介護者を対象に、共同生活の中での入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練の提供をする。

入所に当たっては、運営事業者が入所申込者の認知症状態にあることを主治医の診断書等で確認する。入所者への援助の目標や具体的サービス内容を定めた認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入所者がそれぞれ役割を持って、家庭的な環境で日常生活を送ることができるよう配慮する。

⑤同一地方公共団体における無償による転用であること、又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

鮫川村は、社会福祉法人みやぎ会に対し、廃校となった旧西山小学校を無償貸与する。

⑥支援措置に係る必要な手続き

貸し手である財務省に対して「取得財産処分等承認申請書」を提出する。

5-3-2 独自の取り組み

地域再生計画に基づく事業に加え、以下の独自の取り組みを進めることで、目標の達成を促進する。

①高齢者の社会参加の促進

- ・ 高齢者に大豆やエゴマの栽培を奨励し、それを村が買上げ、「達者豆腐」、「達者味噌」等に加工し販売することを通して、高齢者の生き甲斐づくりと社会参加のシステムを整備・拡充する。（家族や地域から期待されて暮らせる条件の整備）

②住み慣れた地域で暮らし続けるための居住環境の整備

- ・ 高齢者住まいづくり助成事業の推進
- ・ ひとり暮らし高齢者世帯に対する配食サービスの実施

③高齢者世帯の見守り隊体制の確立

- ・ 高齢者安心ネットワーク体制の整備
- ・ 高齢者世帯緊急通報システムの拡充

④集落の高齢者が昼間楽しく安全に過ごせる居場所づくり

- ・ 集落サロンづくり事業の推進

⑤施設設置地域住民との連携・交流事業の推進

- ・ 施設周辺の自然環境保全作業を地域住民と共同で実施する。
- ・ 校庭に共用型「ゲートボール場」を整備する。
- ・ 施設内に「地域交流スペース」を設け、住民と施設入所者・職員とがレクリエーションや季節行事を通じて交流することや、地域伝統行事（盆踊り等）を地元と施設とで共同開催する等、施設を核にした地域コミュニティの再生を図る。
- ・ 施設入所者のリハビリテーションの一環として、地域内の農地を借用し、地元農家の指導を受けて農業体験を実施する。
- ・ 「老いを地域で支える」仕組みをつくるため、施設内に「サポートセンター」を設け、ボランティアの育成、ボランティア団体の支援等を行う。
- ・ ふれあい交流センターを整備し、地域資源を活用した都市交流の発展を図る。（検討～事業主体：岩野草集落）

⑥施設設置地域のインフラ整備（情報・交通・住宅）

- ・ 携帯電話無線中継局並びに高速情報通信施設（光ケーブル）の整備。
- ・ 集落間連絡重要路線であり交通量の増加が予想される「村道酒垂

宝木線」の改良整備。

- ・ 基幹道路からの施設への進入路である「村道水口大沢線」の改良整備。

⑦地産地消プログラムの推進

- ・ 小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等での地元農産品等の利用促進。

⑧食の安全安心プログラムの推進

- ・ バイオマスタウン構想を策定し、資源循環型農業推進の中核となる「たい肥センター」を整備。
- ・ 「有機農業実践塾」（平成19年9月開講～民間）の運営支援を行い、価値で勝負できる高付加価値農業の確立を図る。
- ・ 子ども農山漁村交流プロジェクトの受入れを図る。

⑨「食」業おこしプログラムの推進

- ・ 加工直売所「手・まめ・館」運営体制の整備（公社化）と施設の拡充。
- ・ 農家による自営農産物加工施設の整備支援。
- ・ 農家民宿・農家レストランの立上げ支援。
- ・ 地域資源を生かした特徴ある農産物加工品の開発促進。
- ・ 授産施設「たんぼぼの家」との農産物栽培・加工の連携推進。
- ・ 大学（東京農業大学等）との交流・連携の推進。

⑩農村景観再生プログラムの推進

- ・ 中山間地域直接支払交付金制度（農水省）を生かした里山景観保全事業の推進（全村里山公園構想の実現～集落元気づくりモデル事業）
- ・ 館山自然公園の整備。
- ・ 大学（東京農業大学、大妻女子大学等）との交流・連携の推進。
- ・ 若者の定住促進と移住者受入れのための住宅分譲地、村営住宅の整備並びに空家活用の推進。

6. 計画の期間

認定の日から平成27年3月末まで

7. 目標の達成に係る評価に関する事項

介護保険運営協議会や、地域包括支援センター運営協議会等の組織を活用し、随時、進捗状況を確認する。その情報をもとに、鮫川村において、介護保険事業の健全な運営や計画的な事業にかかる課題を整理する。それにより、目標達成に資する手法を検討し、計画の進行に反映する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし